

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

地 交 公 交 第 号
令 和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会
住 所 埼玉県白岡市千駄野 4 3 2
代表者氏名 会長 椎木 隆夫

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年5月28日

(名称) 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>白岡市は、面積24.92km²の市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有している。</p> <p>本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線であったが、令和4年7月から新たに「JR蓮田駅西口・白岡中央総合病院」「東伸団地・白岡中央総合病院」の2路線が運行開始したことに伴い、合計5路線となった。しかし、令和6年3月に「東伸団地・白岡中央総合病院」の路線が、続いて令和7年3月に「JR蓮田駅西口・白岡中央総合病院」の路線がそれぞれ休止となり、JR宇都宮線の東側においては路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域が存在する状況となっている。</p> <p>また、JR宇都宮線の西側地域を運行する3路線のうち2路線は、JR蓮田駅を起点として市域の一部を經由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用者は一部に限定されている。</p> <p>65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から令和8年4月には29%となっており、高齢化が急速に進展している。</p> <p>また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。</p> <p>今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。</p> <p>市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。</p> <p>本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保することを目的にデマンド交通の運行を行う。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p><u>定量的目標①：利用者数</u></p> <p>・現況62.1人／日 目標50人／日。 (R7年度) (R10年度)</p> <p><u>定量的目標②：収支率</u></p> <p>・現況11.3% 目標20% (R7年度) (R10年度)</p> <p><u>定量的目標③：高齢者の外出頻度（週3回以上）</u></p> <p>・現況74.2% 目標75% (R5年度) (R10年度)</p> <p>※定量的目標③の現況については、令和5年度に実施したアンケート調査の実績を基に算出。</p> <p>(参照) 白岡市地域公共交通計画92ページ</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体								
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度デマンド型交通のパンフレットを作成し、窓口等で配布をしている。今年度についても、さらなる改善を加え分かりやすく工夫したものを配布する。(市) ・制度周知のための啓発品を地域等のイベントの際に配布する。(市、地域公共交通確保維持改善協議会) ・職員出前講座による制度PRを実施する。(市) ・広報しらおかや白岡市公式ホームページを活用して、デマンド型交通の現状(インターネット予約の利用促進)の周知及び使用例を紹介する。(市) ・のりあい交通登録者募集強化月間を設けPRを実施する。(市) ・啓発品(のぼり旗、バック、ロールアップバナー等)を活用し、普及啓発のキャンペーンを実施する。 <p>(参照) 白岡市地域公共交通計画 85 ページ</p>								
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者								
別添の表1のとおり								
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額								
<p>白岡市からの運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>※令和7年度事業実績 (R6.10~R7.9)</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">委託料</td> <td style="text-align: right;">62,212,511円</td> </tr> <tr> <td>運行収入</td> <td style="text-align: right;">7,070,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">2,660,000円</td> </tr> <tr> <td>市負担金</td> <td style="text-align: right;">52,482,511円</td> </tr> </table>	委託料	62,212,511円	運行収入	7,070,000円	国庫補助金	2,660,000円	市負担金	52,482,511円
委託料	62,212,511円							
運行収入	7,070,000円							
国庫補助金	2,660,000円							
市負担金	52,482,511円							
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法								
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。								
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】								
該当なし								
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】								
該当なし								
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】								
該当なし								

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

回数	開催日	主な議論内容
第1回	平成25年5月21日	これまでの取組の経緯、今後のスケジュール、各会議の予定協議項目
第2回	平成25年6月24日	運営主体、利用対象者、利用者登録
第3回	平成25年7月23日	運行エリア、運行方式、運行ダイヤ
第4回	平成25年8月20日	運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行時間帯
第5回	平成25年9月24日	運行曜日、システム活用の可否
第6回	平成25年10月22日	車両サイズ・台数
第7回	平成25年11月19日	運賃形態、運賃水準、乗降場所
第8回	平成25年12月17日	乗降場所、オペレーターの雇用形態、運行事業者、契約方式

回数	開催日	主な議論内容	会議結果
第9回	平成26年1月21日	実証運行業務仕様書(案) 実証運行業務に係るプロポーザル実施要領(案) 生活交通ネットワーク計画(案)	全議案承認
第10回	平成26年2月25日	生活交通ネットワーク計画(案)	全議案承認
第11回	平成26年5月15日	生活交通ネットワーク計画(案)	全議案承認
第12回	平成26年6月23日	生活交通ネットワーク計画申請 乗降場所	全議案承認
第13回	平成26年9月17日	乗降場所、利用者アンケート	全議案承認
第14回	平成27年2月10日	運行業務仕様書(案) 運行業務に係るプロポーザル実施要領(案) 実証運行中間報告	全議案承認
第15回	平成27年3月19日	生活交通ネットワーク計画(案)	全議案承認
第16回	平成27年5月26日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第17回	平成28年1月25日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案)	全議案承認
第18回	平成28年5月30日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第19回	平成29年1月17日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案)	全議案承認
第20回	平成29年5月23日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第21回	平成29年8月10日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第22回	平成29年10月20日	平成30年度から平成32年度における運行内容変更(インターネット予約導入、運行数の1便増加) 平成30年度から平成32年度における運行契約締結に向けたプロポーザルの実施要領(案) 白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務仕様書(案)	全議案承認
第23回	平成29年12月7日	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザルの選定審査委員会で選定された昭和タクシー(有)への運行業務委託	全議案承認
第24回	平成30年1月23日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案) 主要施設(目的)	全議案承認
第25回	平成30年5月30日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第26回	平成31年1月18日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案) 主要施設(目的)	全議案承認
第27回	令和元年5月27日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第28回	令和2年1月21日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案)	全議案承認
第29回	令和2年5月25日	生活交通確保維持改善計画(案)	全議案承認
第30回	令和2年6月29日	課題・今後の方向性について	全議案承認
第31回	令和2年8月4日	コロナ禍における運行について	全議案承認

回数	開催日	主な議論内容	会議結果
第32回	令和2年8月19日	のりあい交通における課題事項の今後の方向性について	全議案承認
第33回	令和2年10月13日	公募型プロポーザル実施要領、仕様書（案）	全議案承認
第34回	令和2年11月25日	公募型プロポーザルの選定結果について	全議案承認
第35回	令和3年1月21日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第36回	令和3年3月22日	生活交通確保維持改善計画に係る変更申請（案）	全議案承認
第37回	令和3年5月27日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第38回	令和3年12月24日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第39回	令和4年5月27日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第40回	令和4年9月22日	交通不便地域指定申請変更 生活交通確保維持改善計画に係る変更申請（案）	全議案承認
第41回	令和5年1月30日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第42回	令和5年5月24日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第43回	令和6年1月29日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案） 交通不便地域指定申請変更（案） 生活交通確保維持改善計画に係る変更申請（案）	全議案承認
第44回	令和6年3月29日	白岡市地域公共交通計画（案）	全議案承認
第45回	令和6年5月27日	地域公共交通確保維持事業に係る計画（案） 運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 運行業務仕様書（案）	全議案承認
第46回	令和6年8月2日	公募型プロポーザルの選定結果について	全議案承認
第47回	令和7年1月29日	地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価（案） 交通不便地域指定申請変更（案） 地域公共交通計画変更（案）	全議案承認
第48回	令和7年5月27日	地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）	全議案承認
第49回	令和8年1月28日	地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第50回	令和8年5月28日	地域公共交通確保維持事業に係る計画（案） 交通不便地域指定申請（案）	
19. 利用者等の意見の反映状況			

(1) 意見募集の方法

① 郵送アンケート（16歳以上）

平成24年6月に16歳以上の市民を対象として郵送アンケート方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通サービスの在り方についての意見を募集した。

② 聞き取り調査（市内主要施設）

平成24年7月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

③ 地域公共交通市民検討会議の設置

本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成24年9月から平成25年2月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。

④ 郵送アンケート（65歳以上）

デマンド交通の主な利用者として想定される65歳以上の高齢者を対象として平成25年8月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

⑤ 聞き取り調査（民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き取り調査）

平成25年10月から11月にかけて、65歳以上の独居世帯の方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることについて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

⑥ 車内アンケート

実証運行において、利用者に車内アンケートをした。

⑦ 郵送アンケート（利用者）

平成27年2月に実証運行において利用した市民を対象として、郵送によるアンケートを実施した。

⑧ 車内アンケート

本格運行においても、利用者に車内アンケートを実施した。

⑨ 郵送アンケート

平成28年9月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

⑩ 郵送アンケート

令和元年11月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

⑪ 郵送アンケート

令和4年7月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

(2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき500円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

平成26年度では、利用者に車内アンケート及び郵送アンケートを実施して、その意見を基に平成27年4月から予約期限を変更した。

平成28年度では、利用者、登録者、未登録者に対して郵送アンケートを実施した。

このアンケート結果をもとに、お昼の時間帯に5便（12:30～13:29）を設け、インターネット予約を導入した。

令和元年度に実施したアンケートでは、利用者の満足度が非常に高い結果が得られたものの、利用が集中する午前中の便の予約が取りづらいとの意見が複数あった。

この結果は、予約システムログ分析結果においても予約の不成立状況として表れており、令和3年度から午前中の便（8:30～12:29）を1台増車し、3台体制とした。

さらに令和6年10月からは終日4台体制での運行とキャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性向上を図ったところである。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 埼玉県白岡市432番地

(所属) 白岡市生活経済部地域振興課交通政策室

(氏名) 中澤 聡

(電話) 0480-92-1111 内線3112

(e-mail) chiiki@city.shiraoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。